

ショッピングプロテクション保険の補償内容

対象となる商品	ゆめカードのクレジット決済を利用して購入した1品5千円以上200万円以下の商品
---------	---

1. 保険責任期間

ショッピングプロテクション保険の責任期間は、ゆめカードのクレジット決済を利用して決済した商品を購入した日に始まり、その日から起算して180日間となります。

2. 補償内容

補償項目	保険金額	免責金額
支払限度額 (年間限度額)	200万円	0円

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。なお、保険適用可否などについては引受保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

補償項目	ショッピングプロテクション	
保険金をお支払いする場合	被保険者が、ゆめカードゴールドカードのクレジット決済を利用して保険責任期間中に購入した商品が購入日より180日以内に、日本国内において破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合。 ただし、1品が5000円以上200万円以下の商品に限ります。	
お支払いする保険金	被保険者1名あたりの年間限度額を200万円とし、ゆめカードゴールドカードのご利用額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額)を限度にお支払いします。 ※ 購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カード利用額を限度とします。	
保険金をお支払いしない主な場合	<p>たとえば、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ② 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ③ 戦争、内乱、その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ④ 放射線照射、放射能汚染 ⑤ 保険の対象の自然の消耗または劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いまたは虫食い等 ⑥ 保険の対象のかしによって生じた損害 ⑦ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ⑧ 電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害 ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑩ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑫ 台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害 ⑬ カード会員が引き渡しを受ける前に補償の対象となる商品に生じた損害 ⑭ 保険の対象が、被保険者以外の者に譲渡された場合 ⑮ 保険の対象である液体が流出したことにより保険の対象に生じた損害 ⑯ 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑰ 保険の対象に加工を施した場合における加工着後に生じた損害 	<p><保険の対象とならない主な商品></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産 ・船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機(ヘリコプターおよび飛行船を含みます)、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・原動機付自転車、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物 ・動物および植物 ・小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗券券類(鉄道および船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券)ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あらゆる種類のチケット ・食料品 ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ・ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品 ・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ・携帯式電子機器(移動電話、ポケットベルなどの通信機器、ノート型パソコン、ワープロなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品) ・1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、時計、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ・1個または1組の購入価格が5千円以下のもの ・日本国外において購入されたもの

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。